



# 全国税理士共栄会

正会員・準会員用



SOMPO  
JAPAN

おかげさまで  
加入者約2万人

## VIP大型総合保障制度

# 団体長期障害 所得補償保険

### 生涯収入 プロテクション

団体割引  
**30%**

NEW

精神障害拡張補償  
**36か月!!**

更に、法人一括プラン加入の場合、  
下記の割引が適用されます。

法人  
一括割引  
**5%**  
被保険者数  
10~19名

法人  
一括割引  
**10%**  
被保険者数  
20名以上

# ▶▶▶ 70

病気やケガで長期間働けなくなった時の  
収入減少を最長70歳まで補う保険です

所得補償保険  
ご紹介動画公開中!!



保険  
期間

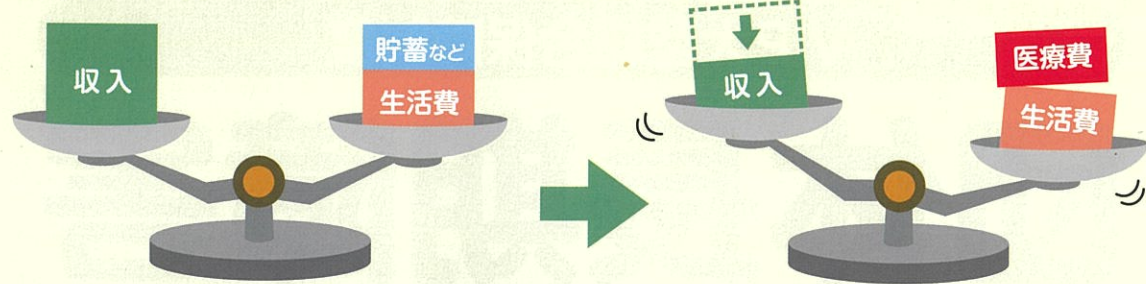
2023年3月1日(午後4時)～  
2024年3月1日(午後4時)まで  
(このパンフレットは2023年3月1日～  
2024年2月1日の始期契約まで有効です。)

中途加入も  
毎月受付中

加入依頼書が毎月15日までに日税サービス  
(幹事代理店)に到着した場合、保険期間は翌  
月1日から2024年3月1日までとなります。  
(15日が休業日の場合は直前の営業日が締切となります。)

# 病気やケガで働けなくなったら 収入はどうなる？

もし病気やケガで長い間働けなくなったら …



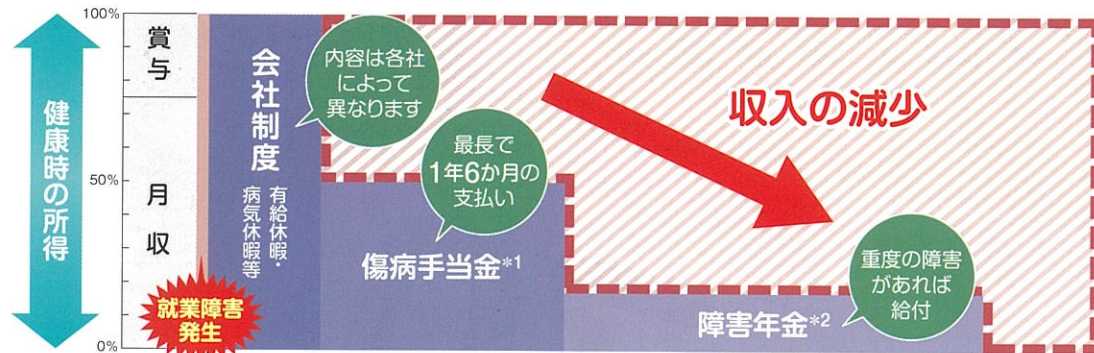
入院費などの医療費がかさむ一方で、収入が減少します。

不安  
その1

## 収入減は会社や公的な給付でどれだけカバーできる？

長期就業障害の時、会社や公的な給付だけで生活を維持するのは困難です。一定期間は病気休暇など会社の制度により収入が確保できますが、休業が長期にわたればいずれ収入が途絶えることに。公的給付も、傷病手当金\*1が最長で、1年6か月支給されるほか、障害の程度により障害年金\*2が給付されますが、収入は大幅に減少します。

●万一長期の就業障害になったとき、収入の減少は止まりません



個人事業主やフリーランス等の国民健康保険加入者は保障はありません

\*1 傷病手当金… 公的給付にて標準報酬日額の2/3が最長で1年6か月支払われます。さらに、付加給付として、支払いが最長1年6か月延長される場合があります。(年収ベースでは健康時の所得の半分以上のカバー率)  
\*2 障害年金… 障害厚生年金(障害等級1~3)、障害基礎年金(障害等級1・2)の場合(非常に重度の障害が残ったと認められた場合)に認定され、給付されます。

不安  
その2

## 生命保険に加入していれば大丈夫？

一般的な生命保険に加入していても、長期就業障害による収入減は保障されません。一般的な生命保険は、基本的に死亡時の収入減や入院時の医療費(支出)に備える保険。生存中に働けなくなった場合の収入減には対応していません。

●生命保険以外でも長期就業障害による収入減をカバーする保険はありません

保険商品	死亡	入院(ケガ)	入院(病気)	リハビリ	自宅療養	
医療保険		●	●			入院期間中に支払われ、その目的は入院費用の保障です。
傷害保険	●	●				突発的な事故によりケガをした場合に支払われます。
死亡保険	●					保険金は死亡時に支払われ、その目的は遺族の生活費保障です。
生涯収入プロテクション		●	●	●	●	病気やケガによって働けなくなった場合の収入減少をカバーします。

# 生涯収入プロテクション

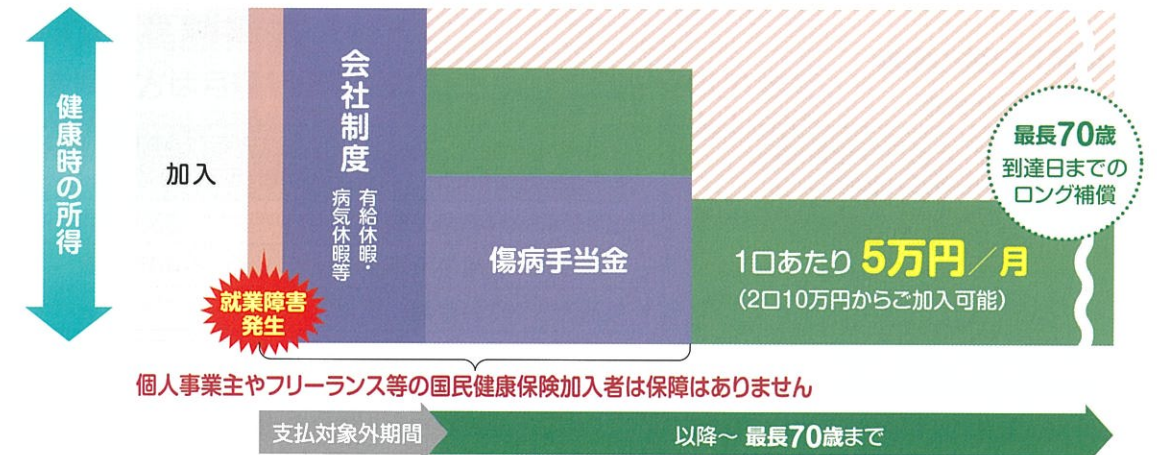
(団体長期障害所得補償保険)

で、8つの安心をお届けします!

安心  
その1

## 働けなくなったときの皆さまの生活をサポートします

病気やケガで就業障害となり、支払対象外期間を超えて働けない状態が継続した場合、保険金をお支払いします。病気やケガの発生原因が国内・国外を問わず補償されるので安心です。



公的保障だけでは  
十分でないの？

自営業の方は、会社制度による有給休暇中の給与や健康保険からの傷病手当金等の公的保障はありません。そのため、就業障害が発生した場合、無収入となります。また、傷病手当金は最長18か月までのため、障害や介護状態となり長期療養となった場合18か月以降の給付はなくなりますので、公的保障だけでは十分とは言えません。

安心  
その2

## 就業障害により… やむなく退職した場合でも最長「70歳」\*まで補償が続きます

70歳まで補償可能なプランもお選びいただけます!!  
定年のない事業主の皆さまが安心して業務を行なうことができるために、最長70歳まで補償可能なプランをご用意しております。



▲50歳 職場復帰できず、退職

残念ながら就業障害から回復できず、職場復帰とならずに、退職となった場合でも対象期間まで、毎月ずっと保険金が受け取れるので、安心です。企業側にとっては、生涯収入プロテクション(団体長期障害所得補償保険)を採用することで、福利厚生の上・従業員が安心して働ける職場環境の構築ができ、また休業補償制度を整え長期休職者の円満退職にもつながります。

※精神障害で就業障害が発生した場合は、最長3年間の補償となります。

安心  
その3

団体割引等による割安な保険料で  
ご加入いただけます

[本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(2022年9月現在)]

割引率  
**30%OFF**

さらに、被保険者数に応じて  
法人一括割引<sup>(※)</sup>が適用されます!

(※) 法人等が保険料負担者となり被保険者として役員を10名以上一括して加入した場合、割引が適用されます。

法人一括割引  
**5%OFF** 被保険者数  
10~19名

法人一括割引  
**10%OFF** 被保険者数  
20名以上



ご加入のモデルケース

たとえば…男性45歳、年収500万円、70歳まで補償プラン、支払対象外期間60日 (W060型)

7口加入時の補償内容 保険金額35万円/月額

通常契約月払保険料 約20,250円 → **30%off** 月払保険料 **14,175円**

●加入口数の限度

月額保険金額

正会員月額10万円(2口)から  
150万円(30口)まで  
準会員月額10万円(2口)から  
100万円(20口)まで

(1口5万円/月額)×2口以上から  
ご加入になれます。

保険金額の設定目安

被保険者が加入している 公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の平均 月額(年収/12)に対する保険金額割合
国民健康保険(例:個人事業主)	85%以下
健康保険(例:給与所得者)	40%以下
共済組合(例:公務員)	40%以下

※平均月額所得額が保険金額より小さい場合は、平均月額所得額が限度となります。

安心  
その4

税理士の関与先の皆さまもご加入できます

下記の方が本制度にご加入できます。

正会員

全国の税理士会会員

準会員

- 1) 正会員の家族及び従業員とその家族
- 2) 正会員の関与する法人及び事業主、役員、従業員  
ならびにそれらの家族

※以上の条件を満たし、所定の入会手続きを経た者が加入できます。

安心  
その5

地震、噴火またはこれらによる津波が原因の  
病気やケガをカバーいたします

地震、噴火またはこれらによる津波が原因の身体障害(病気またはケガ)による就業障害に対して  
も補償する、天災危険補償特約がセットされています。

安心  
その6

精神障害を原因とする場合も最長36か月の充実補償です

一定の精神障害\*についても補償対象となります。  
ただし、精神障害を原因とするお支払いは最長36か月となります。

\*お支払対象となる精神障害の例:気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱等 なお、薬物依存、  
アルコール依存等は補償の対象となりません。

安心  
その7

医師の指示による自宅療養・リハビリ中、  
一部復職時も補償します

入院中のみでなく、医師の指示により自宅療養・リハビリをしている間も保険金支払いの対象となり  
ます。仕事に復帰した後も就業障害が残り、かつ収入が健康時の80%未満の場合は、その減少した  
所得の割合に応じて補償が継続されます。

安心  
その8

安心の高額補償

正会員の方は月額10万円(2口)から150万円(30口)まで、  
準会員の方は月額10万円(2口)から100万円(20口)まで  
保険金額を設定できます。

保険金のお支払例

事例  
1

Aさんは43歳の時、脳こうそくに倒れ、運動障害(麻痺)と言語障害が残ってしま  
いました。リハビリを継続している現在も日常生活全般に介助が必要なため復職はで  
きていません。Aさんには、団体長期障害所得補償保険に10口ご加入いただいで  
いたため、その補償は下図のとおりとなります。もし復職できなかった場合でも、保険  
金は最長70歳に達する日までお支払いします。



▼2023年4月3日 ▼補償開始日 2023年10月2日

就業障害  
発生

支払対象外期間  
180日間

保険金月額: 5万円×10口=50万円/  
補償開始後318ヶ月間

就業障害が続く限り、  
最長70歳まで補償

■お支払いする保険金の合計は  
70歳まで復職できなかった場合… **1億5,900万円** (補償開始から318か月として計算)

事例  
2

Bさんは30歳の時、自動車事故に合い骨折してしまい、入院となりました。また事故の衝撃から精神面  
にも影響し、医師よりうつ病と診断もあり、安静期間が必要となりました。Bさんには、団体長期障害所得補  
償保険に5口ご加入いただいでいたため、その補償は下図のとおりとなります。

▼2023年5月1日 ▼補償開始日 2023年6月30日 復職日 2023年12月1日 ▼

就業障害  
発生

支払対象外期間  
60日間

保険金月額: 5万円×5口=25万円/  
(補償期間:2023年6月30日~2023年11月30日)

■お支払いする保険金の合計は **125万円** (補償開始から5か月として計算)

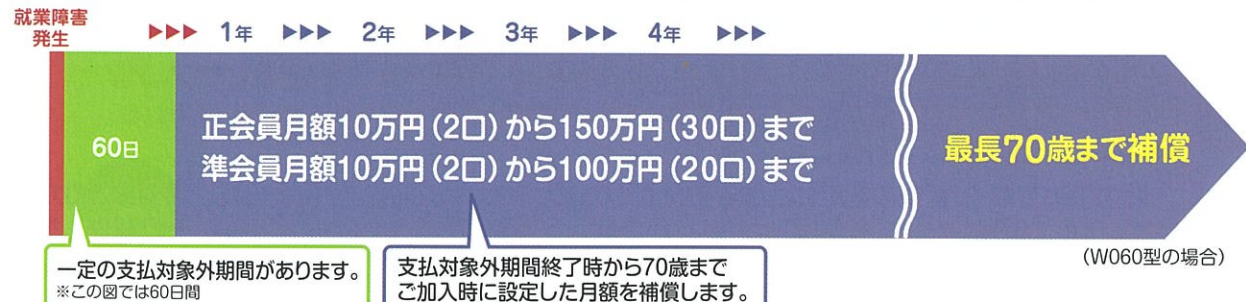
※加入口数限度を超えて加入された場  
合、超過部分については保険金が支  
払われない場合があります。

# 「生涯収入プロテクション」制度導入のパターン

## 1 「生涯収入プロテクション」個別加入

保険料表 p7

長期の就業障害の補償のみをカバーする加入方式です。60歳、65歳、70歳の年齢満了コースと3年、5年、10年の期間満了コースがあります。60日、120日、180日、365日の支払対象外期間からご希望のコースをご選択ください。



### 月額保険金額

※正会員月額10万円(20口)から150万円(30口)まで  
準会員月額10万円(20口)から100万円(20口)まで  
(1口5万円/月額)×2口以上からご加入になれます。

### お支払いいただく月払保険料

1口あたり月払保険料 × 加入口数 = 円

(2口以上30口以内)

### 保険金額の設定目安

被保険者が加入している 公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の平均 月額額(年収/12)に対する保険金額割合
国民健康保険(例:個人事業主)	85%以下
健康保険(例:給与所得者)	40%以下
共済組合(例:公務員)	40%以下

※平均月額所得額が保険金額より小さい場合は、平均月額所得額が限度となります。

### 月払保険料(1口あたり)

<W060型>  
保険期間1年/団体割引率30%/払込方法月払/対象期間70歳まで/  
支払対象外期間60日/天災危険補償特約セット/  
精神障害拡張補償特約セット/無事故戻し返れい金なし

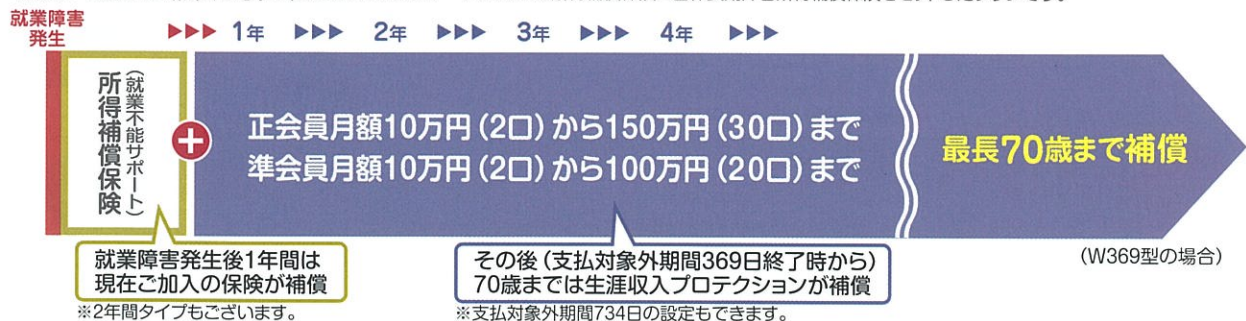
満年齢	男性	女性
満15~24歳	580円	379円
満25~29歳	641円	519円
満30~34歳	743円	728円
満35~39歳	953円	1,091円
満40~44歳	1,367円	1,718円
満45~49歳	2,025円	2,520円
満50~54歳	2,746円	3,221円
満55~59歳	3,666円	3,857円
満60~64歳	4,363円	4,043円
満65~69歳	3,360円*	2,835円*

※ご加入時に年齢区分満65~満69歳までの方は対象期間3年となります。  
※他の設定については、7ページをご確認ください。

## 2 所得補償保険と一緒に加入するリレープラン

保険料表 p8

短期と長期の就業障害の補償をカバーする加入方式です。所得補償保険の対象期間満了後、生涯収入プロテクションが最長70歳まで補償を引き継ぎます。※リレープランとは、所得補償保険と団体長期障害所得補償保険をセットしたプランです。



### 月額保険金額

※正会員月額10万円(20口)から150万円(30口)まで  
準会員月額10万円(20口)から100万円(20口)まで  
(1口5万円/月額)×2口以上からご加入になれます。

### お支払いいただく月払保険料

1口あたり月払保険料 × 加入口数 = 円

(2口以上30口以内)

### 保険金額の設定目安

被保険者が加入している 公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の 平均月額額に対する保険金額割合
国民健康保険(例:個人事業主)	85%以下
健康保険(例:給与所得者)	40%以下
共済組合(例:公務員)	40%以下

※平均月額所得額が保険金額より小さい場合は、平均月額所得額が限度となります。

### 月払保険料(1口あたり)

<W369型>  
保険期間1年/団体割引率30%/払込方法月払/対象期間70歳まで/  
支払対象外期間369日/天災危険補償特約セット/  
精神障害拡張補償特約セット/無事故戻し返れい金なし

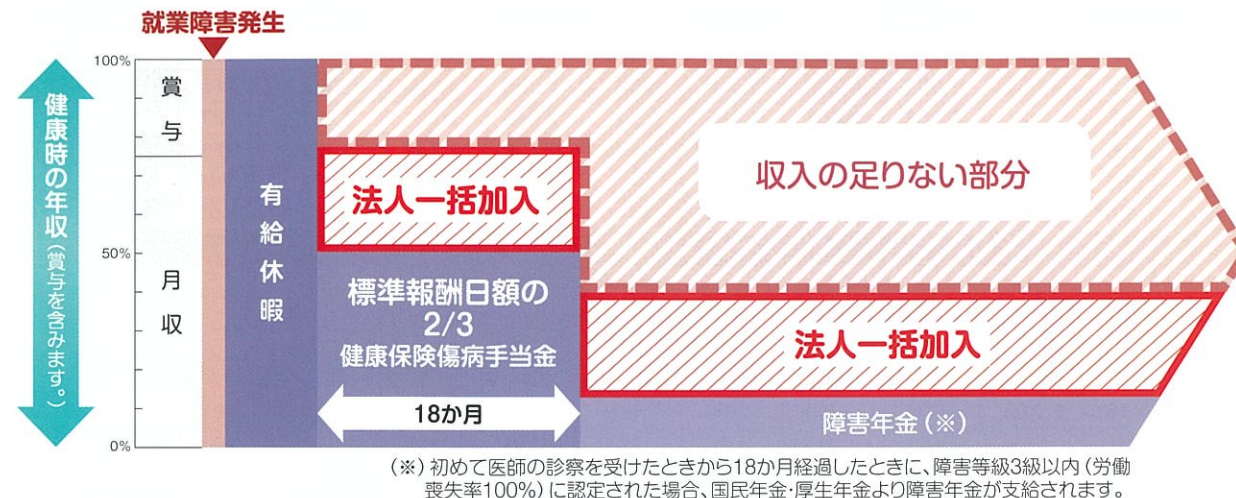
満年齢	男性	女性
満15~24歳	353円	242円
満25~29歳	369円	317円
満30~34歳	413円	435円
満35~39歳	522円	657円
満40~44歳	804円	1,093円
満45~49歳	1,241円	1,669円
満50~54歳	1,966円	2,450円
満55~59歳	2,766円	3,035円
満60~64歳	3,145円	2,976円
満65~69歳	2,683円*	2,282円*

※ご加入時に年齢区分満65~満69歳までの方は対象期間3年となります。  
※他の設定については、8ページをご確認ください。

## 3 法人一括制度

保険料表 p9,10

企業が従業員の福利厚生制度として法人一括制度にご加入いただくことにより、従業員が安心して働くことができる環境を提供できます。被保険者として役職員を10名以上一括して加入する場合、法人一括割引が適用されます。



### ご契約例

契約条件	保険料
<ul style="list-style-type: none"> <li>法人一括加入・定額式</li> <li>対象期間 60歳満了型</li> <li>男性25名、女性25名、合計50名※</li> <li>支払対象外期間 60日</li> <li>保険金 月額10万円</li> <li>天災危険補償特約、精神障害拡張補償特約</li> <li>団体割引30%、範囲割引10%</li> </ul>	<p>月額 88,730円 (1名あたり1,774円)</p>
対象期間を3年にした場合	<p>月額 48,140円 (1名あたり963円)</p>

※20~24歳、25~29歳、35~39歳、45~49歳、55~59歳の年齢区分にそれぞれ男性5名ずつ、女性5名ずつであった場合の保険料です。

## 4 ①個別加入制度と③法人一括制度を組み合わせ、さらに安心に。

企業の福利厚生制度として、従業員個人単位の加入(個別加入制度)と法人一括制度を組み合わせることも可能です。

